

えりも町立庶野小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日制定

◎ 「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、当該児童が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめ理解に当たっての留意点

いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、ひぼう当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめ防止基本方針の策定にあたり

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「えりも町立庶野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

(2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

(4) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

(6) いじめ防止・解消のための校内研修の実施

いじめ未然防止・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修を実施する。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると

ともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳科を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめに加担することであることを自覚させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①学級の実組

道徳、学級会等で「いじめ撲滅」について確認し、学級目標に掲げる

②児童会の実組

児童総会時に「いじめ撲滅宣言」を行う

③全校の実組

児童会書記局を中心とした啓発・点検活動

(2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成

児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。

①1時間1時間の授業

ア「活動機会」の設定の工夫

「発言する」「話し合う」「体験的な学習活動を行う」「自己決定する」機会を設定する。

イ「場所」の工夫

学習活動に最も適し、児童が活動しやすい場所や、児童の主体的な活動が生まれ、学習効果が期待できる場所を用意する。

ウ「教材・教具」の工夫

児童の多様な学習活動が期待される「教材・教具」や学習内容の理解を助け、自分も「分かる・できる」を実感できる「教材・教具」を用意する。また、可能な限り児童一人一人が取り組める「教材・教具」を用意する。

エ「時間」の保障

児童に「考える時間」「話し合う時間」「発言・発表する時間」「書く時間」「体験的な学習活動を行う時間」を保障するとともに、学習内容の定着の程度を確認し、実態に応じて復習の時間を設定する。

オ「人」のかかわり合い

指示・発問・評価・助言など、音声言語による働きかけを行い、児童の主体的な学びを促すとともに、板書や資料などの提示により、視覚的な面から働きかけを行い児童の主体的な学びを促す。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い、学び合いなどを仕組み、児童同士のかかわり合いを促す。

②学校生活全般での指導

一人一人がかげがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、一人一人の考え方・感じ方・行い方・表現の仕方などに内在する「その児童なりのよさ」を取り上げ、本人はもとより学級全体にそのことに気づかせる働きかけをする。また、様々な活動を通して「自分にもよいところがあるな。」「自分も役に立っているな。」といった実感をもたせる働きかけをする。

③進路指導の充実

学校で学ぶことの目的意識を持たせるため、進路目標との関連を図った指導を行うとともに、社会に出たときに通用する資質・能力を身に付けることの大切さを、あらゆる機会を通じて指導する。

④生命の安全教育の充実

児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

⑤性的マイノリティに関わる支援・指導

学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑥多様な背景を持つ児童に関わる支援・指導

「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
- ②「気になる」児童がいる場合には、職員打合せ、研修、職員会議などの場において気づいたことを教員全体で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、管理職を含めた組織的な「教育相談」を行い、当該児童から悩みなどを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。
- ④「いじめに関するアンケート調査」を年2回、「教育相談」等を行う中で、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期解決

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、ただちに校長をはじめ、全ての教職員が情報を共有し、対応を協議し、的確に役割分担を行い問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決に当たる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒やすために養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、適切に対応していく。

(3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を密に行い、解決の方向性や方策、対応、学校の取組などについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ②状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ相談窓口、警察等との連携を図る。

5 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

(1) 校内組織

- ①毎朝の児童交流
全教職員で児童に関連ある学校内での生活状況、出来事等の交流を行い、情報共有を行う。
- ②生徒指導交流会の開催
定期的に全教職員で心配される児童について、現状や指導方針等について情報を共有し、共通行動で対応できるようにする。
- ③「校内いじめ防止対策委員会」
いじめ防止やいじめ問題解消のための取組を行うため、校長、教頭、生徒指導担当、当該学級担任、養護教諭による「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。
- ③指導支援体制の構築
緊急且つ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全教職員の共通理解の下、迅速に対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめ問題の場合で、校内組織だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、えりも町教育委員会、必要に応じて警察、えりも町役場等からなる「緊急いじめ対策委員会」を招集し、連携して問題の解決に当たる。

6 いじめに対する措置

(1) 児童に対する対応

① いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安要因を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」での次のような継続的な支援が重要である。

- ・身の安全・心の安心を確保する。
- ・精神面でのケア（メンタル・ヘルス）を図る。
- ・今後の対策について、カウンセリング・マインドに基づき、共に悩み、考える。
- ・活動の場の設定や居場所づくりを行い、認め、励ます。
- ・温かい人間関係づくりを推進する。

② いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の心的側面や内面を掘り下げ、他人の痛みを知ることができるようにする次のような指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実関係を正確に確認し、把握する。
- ・いじめの背景や要因、因果関係の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛や心の傷に気付かせる。
- ・今後の正しい行い方、生き方をじっくり考えさせる。
- ・必要がある場合には、保護者とも協議の上、懲戒の措置を講じることにも考慮する。
- ・事の重大性によっては、教育委員会をはじめ、関係各機関との連携を図る。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団（傍観者、観衆）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力（ピア・サポート等）を育成することが大切である。

- ・自分の問題（自分事）として捉えさせ、望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感、所属感等を味わえるような「居心地のよい集団づくり」に努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている児童の保護者に対して

いじめの根絶に向けて全教職員が丸となって対応し、全力を挙げて総力を尽くすという決意を真摯に伝え、少しでも安心感と信頼感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を傾聴する。
- ・心身の苦痛に対して、心底本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの理解と協力を求める。

② いじめている児童の保護者に対して

事実関係を把握したら速やかに面談し、懇切丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こり得る可能性があることを伝える。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・心情や行動の変容への指導に努めていくこと、そのためには保護者の理解と協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いた点、不審な点などがあれば、学校側に相談してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整・修復が必要となる場合があることを想定する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感、不平・不満等の思いを丁寧に聴き、

- 寄り添う態度で臨む。（隠蔽工作や事実を捻じ曲げるような誤解を生じさせない）
- ・必要に応じて教育委員会や関係各機関との連携を図り，問題解決を目指す。

（４）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報交換だけではなく，組織的かつ一体的な対応をすることが求められる。

①教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導，保護者への対応方法
- ・関係各機関との連絡調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為が認められる場合

③福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活態度，家庭環境等の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健・衛生（メンタル・ヘルス）に関する相談
- ・精神症状についての治療，指導・助言

（５）いじめの解消

①いじめ解消の状態

いじめが「解消している」状態とは，次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が継続していること（およその目安は３か月とされている）。
- ・いじめられている児童が心身の苦痛を感じていないこと。

②いじめ対応の結果の検証

- ・３か月を目安に，いじめ対応を検証し，いじめが「解消していない」場合は，対応策の再検討を行う。

7 重大事態への対応

（１）重大事態とは……

①児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合 など

②児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている状況がある。

- ・年間の理由のない欠席日数が３０日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は，状況把握により判断する。

（２）重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合，教育委員会に報告するとともに，教育委員会に積極的に協力依頼する。

8 学校評価

（１）いじめ防止の取組にかかわる学校評価の基本的な考え方

学校評価において，いじめの問題への取組について自己評価を行うとともに，その成果については，適切に公表する。さらに，改善策を検討し，指導の充実を図る。

（２）学校評価に加える項目

- ①いじめを未然に防止するための取組に関すること
- ②いじめを早期に発見するための取組に関すること

9 ネットいじめへの対応

（１）ネットいじめの定義

文字や画像を使い、特定の人物の誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の人物になりすまし、社会的信用を貶める行為を行う、掲示板等に特定の人物の個人情報などを無断で掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング機能の活用
- ・保護者の監視、見守り

②情報モラル教育のより一層の充実

(3) ネットいじめへの対処

1) ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロール

2) 不当な書込みへの対処

①情報確認

②情報の記録化（文書・画像等の保全）

③いじめへの対応、管理者への連絡・削除依頼、警察への連絡・相談・対処

10 学校いじめ防止年間計画

月	内 容	いじめ防止対策委員会
4	P T A 総会等がいじめ防止基本方針の説明	①年間活動の確認（全職員）
5		
6	いじめアンケートの実施 「ほっと」の実施	②いじめアンケートの実施について ③いじめアンケートの分析・対応確認 ④最終確認
7	児童会または学級レク	
8		
9		対応結果の検証（「いじめ」事案があった場合）
10		
11	いじめアンケートの実施 「ほっと」の実施	⑤いじめアンケートの実施について ⑥いじめアンケートの分析・対応確認 ⑦最終確認
12	児童会または学級レク	
1		
2	いじめ防止基本方針の見直し 児童会または学級レク	⑧いじめ防止基本方針の見直し、年間反省 対応結果の検証（「いじめ」事案があった場合）
3		※年間を通じ、必要に応じて不定期で実施